當ヲ得タル處置ト信ズ尚ホ一應取調ノ上不法ノ處置アラバ注意スベシ

四、警官ノ暴行及家宅侵入ノ件

（註 齋藤昔）戸部常任殿ニ於テ不法ニモ解散ヲ命ジ尚争議地部ニ集マリ警察会
ヲ開キ居ル處ニ突然百数十名ノ警官土足ノ儘ニテ争議地部ニ侵入シ
二十五名ヲ検束シタルガ其際警官ハ戸障子ヲ破損シ多数ノ負傷者ヲ出シ
タリ其ノ種暴言ハ言語ニ絶シ諸種物件ヲ以テ負傷者ノ医師ノ診断書ヲ
揃ヘタリ此ノ事實ニ於テモ尚警官ノ處置ヲ當ヲ得タリト言フカ他人ノ集會
ニ対シ無断ニ（屋内）侵入セルハ正ニ家宅侵入罪ナリ右見解如何。

答、無届屋内集會ト見做セルヲ以テ解散ヲ命ジ尚應ゼザリシハ検束シタ
ルモノニシテ違法ニ非ズト信ズ負傷云々ノ件ハ今初耳ナレバ篤ト
調査ノ上方法ヲ講ズベシ。

五、不當警戒ノ件

目下職工側ハ頗ル温健ニシテ不穏ノ形勢更ニ之ヲ認メ得ズ然ルニ會社附近
ニ多数ノ警官ヲ配置スルハ如何ナル理由カ、之ハ一面會社ヲ擁護シテ労働者ヲ
壓迫スルモノナリト見ザルヲ得ズ若シ官憲ハ公平ナル立場ニアリトセバ斯
カル警戒ハ無用ナリ直チニ撤退セラレタシ。

答、目下ノ警察ノ方針ハ取締ヨリモ予防警察ニアリ其ノ意味ニ於テ
予メ事件ヲ予防セシガ為ナルハ兼テ全ク移ルノ立場ヲ 臨機ノ警戒ハ止ムヲ
得ズ

六、検束者釋放ノ件

不當ニ検束セル者ハ（全部）直チニ釋放セラレタシ

答、自分モ検束ハ好マザルニ付先刻當局ヲ督促シテ釋放ヲ命ジ置キタリ
故ニ（第一）諸君ノ希望ニ副フ様ニスベク而シテ全部釋放スベシトハ言明スル能ハズ

七、今後ノ方針ヲ承リタシ。

財團法人 協調會